

## ～令和7年度 小学校給食費改定のお知らせ～

### ○小学校給食費の価格改定について

令和7年度から次の内容で小学校給食費を改定します。

	7年度から	6年度	改定額
月額	5,300円	4,500円	800円
日額	322円	273円	49円

※年間喫食回数は181回を予定しています。

※牛乳減免対象者は月4,300円となります。



### ○改定の理由について

近年の気候変動による影響や物流コスト及び人件費等の上昇を背景とし、食材費の高騰が顕著です。米及びパン等の主食、牛乳、野菜・肉・魚等学校給食食材の価格が全国的に上昇していることから、現行の給食費では栄養バランスの取れた給食を安定的に提供することが難しくなってきました。これにより平成30年から続く現在の給食費について金額の改定を行いました。



### ○改定額について

総務省統計局の発表する消費者物価指数(食品)を使用し算出しました。

現行で最新の価格改定を実施した平成30年の消費者物価指数(食品)を100とすると、令和6年11月は121.3となります。

これにより物価が平成30年から1.21倍に上昇したと考えられます。

これに給食費を当てはめると  $4,500 \text{円} \times 1.213 = 5458.5 \text{円} \approx 5,500 \text{円}$  となります。

なお、近年の物価高騰対策として、ご飯を飯缶による個別提供から食缶によるクラス単位の提供へ変更したことや、令和5年度から学校給食の公会計化に伴い調味料等の購入を入札としたことにより価格を抑えて給食を提供できるようになりました。

このようなコストダウンの結果を加味し、月額5,300円とします。



## ○保護者負担について

小学校給食費について、学校給食法第11条では、給食実施に係る人件費や施設、設備にかかる経費等は市が負担、食材費は保護者の負担と定められています。

なお、光熱水費に関しては保護者負担軽減のため、できる限り市が負担することが望ましいとされていることから本市では光熱水費は全額市が負担しています。

これまでは急激な物価上昇への緊急対策として令和4年度から令和6年度まで公費にて補助を行ってきましたが、物価上昇が恒常化してきたため価格改定を行うこととしました。



## ○改定後の給食について

・米、大豆、野菜等豊富な地場産物を使用することができる本市の特色を生かし、地産地消の観点も含め、品質を落とさず可能な限り国産の食材を使用した給食を継続します。

・多様な食材を使用した和食、洋食、中華等栄養バランスのよい献立をはじめ、郷土食や世界の料理等バラエティ豊かな献立による給食を実施します。

・とうもろこし剥き体験等食材を五感で感じ、食への興味や関心を高める給食を実施します。

・6年生の家庭科の授業で考えたコラボ給食のように食育の「生きた教材」として活用できる給食を実施します。

## ○学校給食費の納付が困難な場合はどうすればよいか

本市では、経済的な理由で給食費のお支払いなどにお困りのご家庭に対して、給食費や学用品費等を援助する制度を設けています。詳細は就学支援課まで問い合わせください。

学校給食費に関するお問合せ

座間市教育委員会 就学支援課 保健給食係

電話 046-252-8749

